

[事案 2024-65] 特約付加取消請求

・令和 6 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

特約の付加の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 3 月に代理店を通じて契約した終身保険について、令和 4 年 2 月に医療保障移行特約（主契約の保障移行切替年齢に達する年単位の契約応当日に、被保険者の健康の状態にかかわらず、終身保険の死亡・高度障害保障の一部を医療保険へ移行することができる特約）の付加請求をしたが、医療保障に移行する保障移行日までであれば本特約の付加を無条件で取り消すことができると誤認していたことから、本特約の付加を取り消して既払込保険料を返還するか、保障移行日前に解約すれば受け取れるはずであった解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療保障移行特約付加請求の取消申込には当社の承諾が必要であること、医療保障コースへの移行を選択した場合には解約返戻金が減額されること等については、パンフレット等を送付して説明している。
- (2) 医療保障移行特約付加請求書にも、請求の取消しには当社の承諾が必要であること等が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。